

福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年3月20日)

〔件 名〕

- 1 鳥取市及び県西部での風力発電事業に係る鳥取県環境影響評価審査会の開催結果について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 鳥取県表層型メタンハイドレート研究会の設立について
(環境立県推進課)・・・2
- 3 鳥取県星空保全条例に係る取組状況について
(水・大気環境課)・・・3
- 4 鳥取県災害廃棄物処理計画素案に係るパブリックコメントの実施について
(循環型社会推進課)・・・5
- 5 鳥取県立布勢総合運動公園(コカ・コーラウエストスポーツパーク)の愛称変更について
(緑豊かな自然課)・・・8
- 6 鳥取県民泊プロジェクトチームの立ち上げについて
(くらしの安心推進課)・・・9
- 7 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(水・大気環境課)・・・10

生活環境部

鳥取市及び県西部での風力発電事業に係る鳥取県環境影響評価審査会の開催結果について

平成30年3月20日

環境立県推進課

鳥取市及び県西部において計画されている風力発電事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の審査のため、鳥取県環境影響評価審査会を開催したので、その概要を報告する。

1 事業の概要

(1) 事業者：(両事業とも同一事業者)

合同会社 NWE-09 インベストメント（東京都港区虎ノ門4-1-28）

代表社員 日本風力エネルギー株式会社 職務執行者 アダム・ベルンハード・バリーン

(2) 各事業の概要

① (仮称) 鳥取風力発電事業

⇒鳥取市内(湖山池より南側から河原町方面にかけての山地)に風力発電所を設置するもの。

144,000kW/32基(単機出力4,500kW程度)を設置する。

② (仮称) 鳥取西部風力発電事業

⇒県西部(伯耆南部の山間地及びその周辺)に風力発電所を設置するもの。

144,000kW/32基(単機出力4,500kW程度)を設置する。

2 審査会の概要(方法書段階1回目)

日時：平成30年3月5日 午後1時から午後4時まで

場所：白兔会館 飛翔東の間

内容：対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等について事業者から説明が行われた。

<主な質疑内容>

○確定していない段階であっても風車の配置などの計画をできるだけ早い段階で地域住民に提示するとともに、地元の意見をしっかりと聞くことを第一に考えるべき。

○予測の基準となる残留騒音の測定に当たっては、河川・道路や虫の音などが含まれない地点を検討すべき。

○動物調査について、種毎の活動時期、生息時期が異なる点などを踏まえた調査時期・調査範囲を検討すべき。

○植物調査については、代表的地質より、特殊な地質のエリアに希少な植物種が多いので、その観点からも調査すべき。

○夜間景観への影響について、光の点滅による影響を動画等で説明するなど工夫すべき。

○取付道路の幅の想定はどの程度か。山深いところに道路を設置するならば、かなり大規模な改変になると思われるが、もう少し具体的に計画を教えてください。

(事業者) ⇒5m程度の道幅を想定している。これから検討するところであり、現段階では具体的なところが示せないが、環境影響への懸念を払拭できるよう検討を進めたい。

3 手続きの経過

平成30年2月8日 事業者が県に方法書を提出

2月9日

～3月12日 事業者による方法書の縦覧、一般からの意見聴取(意見聴取は3月26日まで)

2月17日 (仮称) 鳥取風力発電事業の方法書説明会

2月18日 (仮称) 鳥取西部風力発電事業の方法書説明会

(他に2月24日25日、3月2～4日にも説明会開催)

3月5日 環境影響評価審査会

(今後の予定)

3月23日 環境影響評価審査会

(以降も複数回の審査会を開催し、厳正に審査)

6月下旬頃 知事意見の提出

(参考) 環境影響評価手続きについて

・環境影響評価は、規模の大きな事業等について、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、住民や関係自治体等に広く意見を求め、環境保全の観点からより良い事業計画とするための制度。

・方法書は各環境要素について、環境影響評価の実施方法の計画を示すものであり、2番目の法手続きである。

【法手続きの流れ】

配慮書 ⇒ 方法書 ⇒ (調査・予測・評価) ⇒ 準備書 ⇒ 評価書 ⇒ (許認可・事業着手) ⇒ 事後調査

(知事意見) (知事意見)

(知事意見)

鳥取県表層型メタンハイドレート研究会の設立について

平成30年3月20日

環境立県推進課

平成30年3月6日に、今後の表層型メタンハイドレートの資源開発に向けて、県内外の産学官で構成する「鳥取県表層型メタンハイドレート研究会」を設立したので、その概要を報告する。

1 目的

国が平成28年度から資源回収技術の調査研究を始めていることから、県内外の産学官で構成する研究会を設立し、表層型メタンハイドレートに関する情報の収集・提供、会員間のネットワークづくりを行うとともに、資源回収技術及び環境影響評価手法の確立につなげる。

2 研究会の概要

(1) 参加団体等

県内外の大学、企業、商工会議所31団体、1個人（県内14団体・個人、県外18団体）

(2) 事務局

環境立県推進課

(3) 活動内容

- ・表層型メタンハイドレートに関する情報の収集・提供（国の最新動向の紹介、会員からの報告など）
- ・会員間のネットワークづくり
- ・資源回収技術及び環境影響評価手法の確立に向けた意見交換

(4) 第1回研究会

- ・日 時 平成30年3月6日（火）午後2時30分から4時30分まで
 - ・会 場 鳥取県立図書館 2階 大研修室（鳥取市尚徳町101）
 - ・参加者 研究会会員33名
 - ・内 容 研究会
 - ・設立経緯、活動内容、組織等
 - ・平成30年度の目標として、鳥取沖のメタンハイドレートの状況、課題等を明らかにした包括的な報告書を作成する。
 - ・研究会（年2回程度）以外にもメーリングリスト等を活用して情報を共有する。
- 講演「石油・天然ガス開発の流れと経済性の考え方」
（日本海洋掘削株式会社 掘削技術事業部長 松澤氏）
- ・主な意見
 - ・報告書のとりまとめ、公表を行い、今後の県の施策に反映させるとともに、国に要望する必要がある。
 - ・早い段階から漁業者や県内企業に関わっていただき、開発に対する理解を得る必要がある。

3 今後の取組

- ・国の動向を注視し、研究会で情報共有する。
- ・平成30年12月までに報告書をまとめるよう作業を進める。
- ・漁業者と早期に意見交換を始めるとともに、県内企業への研究会参加を幅広く呼び掛ける。

鳥取県星空保全条例に係る取組状況について

平成30年3月20日

水・大気環境課

鳥取県星空保全条例に係る現在の取組状況（条例周知、星空保全地域指定、照明基準等）について報告する。

1 周知に係る取組

(1) 市町村説明会

○1月10日に、東部及び西部の2会場で、各市町村担当者を対象に条例に係る説明会を開催した。

(2) キャラバンによる周知（1月中旬より随時実施中）

○県民向けキャラバン：

・子どもを含む多くの県民に、楽しみながら県内の星空や条例に関する理解を深めていただくため、集客施設等で移動式プラネタリウムの体験やクイズ形式の啓発を実施中。

*東部：「わったいな」とりっこ広場、中部：倉吉未来中心、西部：夢みなとタワー・イオン日吉津（予定）

○事業者向けキャラバン：

・商工や観光分野の団体等へ出向いて説明するとともに、業界の会報なども活用させていただきながら周知を実施中。

(3) 広報・啓発イベント

○県広報（県政だより3月号）への掲載（紙面2ページ分）。

○「星取県」未来フェスティバルの開催（日時：2月3日～5日 場所：とりぎん文化会館）。

*宇宙飛行士・山崎直子氏による講演と「星空が見える環境を守ること活用することへの理解を深める」パネルディスカッションの実施（講演参加者：約300名）。

○県立図書館でのパネル展示及び集客施設へのチラシ配架。

2 星空保全地域指定に係る取組

現在、鳥取市（佐治町地域）、日南町(全域)で星空保全地域指定に向けた説明・手続を進めている。

【鳥取市・旧佐治村を範囲とする地域指定】

| | |
|-------|---|
| 1月25日 | 佐治地区地域振興協議会での概要説明及び意見交換の実施。（出席者：地元自治会委員7名など） *地域ぐるみで星空を大切にしてきた地域であり好意的な意見を多くいただいた。 |
| 2月上旬 | 星空保全地域への指定区域案・照明基準案（素案）に係る鳥取市との協議。 |
| 15日 | 佐治町自治連合会総会（委員23名）での概要説明。（→特段の意見なし） |
| 23日 | 鳥取市による市議会常任委員会への報告。（→特段の意見なし） |
| 26日 | 条例や地域指定・照明基準の概要パンフレットの佐治町地域（全戸）への配布。 |
| 3月5日 | 条例9条、11条による保全地域の区域案及び照明基準案に係る鳥取市への文書協議（→同意） |
| 6日 | 景観審議会の意見聴取（→意見なし） |
| 16日 | 条例9条、11条による指定地域及び照明基準案の公告縦覧開始（3月16日～29日の間）。 |
| 4月上旬 | 星空保全地域の指定区域及び星空保全照明基準の告示。（予定） |

【日南町・町全域を範囲とする地域指定】

| | |
|---------|--|
| 1月31日 | 日南町による町議会常任委員会への報告（保全地域の指定を受ける方向性について）。 （→特段の意見なし） |
| 2月16日 | 自治協議会（町内7地区の代表者）への概要説明。（→特段の意見なし） |
| 26日 | 日南町による町内パブリックコメントの実施（2月26日～3月15日）。 （→2件の意見が出されたがどちらも好意的な意見） |
| ＜今後の想定＞ | |
| 3月中 | 条例10条による日南町から県への地域指定要請 |
| 4月～ | 星空保全地域の区域・照明基準案に係る日南町との詳細協議 |
| " | 条例11条による日南町への文書協議・景観審議会の意見聴取 |
| " | 条例10条、11条による指定地域及び照明基準案の公告縦覧開始（2週間） |
| " | 星空保全地域の指定区域及び星空保全照明基準の告示 |

3 鳥取市佐治町地域における指定区域案、及び当該地域の星空保全照明基準案

(1) 指定区域案

鳥取市佐治町地域（旧佐治村の区域）

(2) 星空保全照明基準案

※本基準は公告縦覧の後、県が告示する。なお、告示の日から6か月を経過した日において、現に設置し、又は使用されている照明器具には、この基準は適用しない。

| 照明器具の種類 | 項目 | 基準 |
|---------------|-------|--|
| 屋外照明器具 | 設置の位置 | 照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。 |
| | 照射の方向 | 1 垂直に設置した場合の上方光束比が5パーセント以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 1以外の照明器具を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。 |
| 建築物等を照射する照明器具 | 設置の位置 | 必要最小限の箇所に設置して使用すること。 |
| | 照射の方向 | 1 次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 建築物等のみを照射すること。 2 その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。 |
| | 輝度 | 照射される建築物等の表面の輝度は、5カンデラ毎平方メートル以下とする。 |
| 広告物照明器具 | 照射の方向 | 1 広告物を外部から照射する場合においては、次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 広告物のみを照射すること。 ウ その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。 2 広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。 |
| | 輝度 | 広告物の表面の輝度は、400カンデラ毎平方メートル以下とする。 |

備考

- 「屋外照明器具」とは、道路、駐車場、庭園その他の屋外の場所において必要な明るさを確保する目的で設置し、使用する照明器具（イルミネーションの用に供するものを除く。）をいう。
- 「建築物等」とは建築物、工作物その他の施設をいい、「建築物等を照射する照明器具」とは建築物等の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具をいう。
- 「広告物照明器具」とは、広告物の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具又は広告物本体若しくはその内部が発光する広告物をいう。
- 上方光束比は、光源全体から出る光束のうち水平より上方に向かう光束の比率とする。
- 照射される建築物等の表面の輝度は、平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値とする。
- 広告物の表面の輝度は、次のいずれかによるものとする。
(1) 広告物の外観を照射するとき 平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値
(2) 広告物本体又はその内部が発光するとき 広告物の表面の輝度を測定して得た数値
- 平均照度及び輝度の測定方法は、日本工業規格C7612及びC7614による。
- 個人の住宅に係る照明器具については、この基準は適用しない。

鳥取県災害廃棄物処理計画素案に係るパブリックコメントの実施について

平成30年3月20日
循環型社会推進課

災害廃棄物処理計画について、市町村等関係機関との協議を行いながら策定を進めてきたところであるが、このたび次のとおり素案をとりまとめ、パブリックコメントを行うこととしたので、その概要を報告する。

1 策定経過

- (1) 災害廃棄物処理計画策定連絡会議による協議
 - ①構成員：県、市町村、事務組合、広域連合の廃棄物担当課長
 - ②設置目的：
 - ・災害廃棄物処理の主体である市町村等の意見を計画に反映
 - ・策定経過を随時共有することで市町村の災害廃棄物処理計画の策定を後押し
 - ③検討経過：4回の会議を開催し、意見を集約
- (2) 災害廃棄物処理の協定締結団体との協議

県との間で災害廃棄物処理協定を締結している業界団体に個別に概要を説明し、意見を集約

2 計画素案の概要

- (1) 計画の特徴
 - ・多くの都府県の計画では最大想定（南海トラフ等）の被害のみに対応した内容であるが、本県は、鳥取県中部地震を教訓に、最大想定（県地域防災調査研究委員会の想定）に加え、県西部地震（6強）相当、県中部地震（6弱）相当の地震に水害を加えた規模、種類別に、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、その対応（県による市町村の災害廃棄物処理の事務受託の要否、発災後の関係機関との協力体制の構築等）を定めている。
 - ・がれき等の多量の廃棄物の処理だけでなく、東日本大震災を教訓に、思い出の品の取り扱いや漁具、漁網等の処理困難物への対応についても明らかにしている。
- (2) 主な内容
 - 1) 災害廃棄物処理の基本方針
 - ①公衆衛生の確保
 - ②広域的な対応による処理の迅速化と可能な限りの県内処理の実行
 - ③将来に禍根を残さない適切な処理
 - ④処理にあたっての再資源化、減量化
 - 2) 規模に応じた発生量及び事態想定

| 想定ケース | 発生量 | 主な事態想定等 |
|-------|---|--|
| 最大想定 | 140万トン（注） （平時の年間一般廃棄物処理量（全県）の7倍に相当） 注：発生量は、県地域防災調査研究委員会とりまとめの被害想定に基づき、7つの断層の地震ごとに試算。上記は、このうち、最も全半壊の家屋数が多い鹿野・吉岡断層の地震（震度7）の場合を示したものである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県全体での処理対応が必要。 ・仮置場は最大で50haの規模が必要。 ・がれきの中間処理は、県内の産業廃棄物処理施設が公称どおりの能力が発揮できれば、既存施設での処理完結が見込まれるが、迅速な処理、仮置場の効率的運用の観点で二次仮置場の設置、状況に応じて仮設処理施設の設置が必要。 ・可燃物の中間処理は、県内の自治体設置の焼却施設が他地域のものを含め処理できれば、概ね目安となる3年以内の処理完結が見込まれる。このため自治体相互の協力体制の確保、受入調整の仕組みが必要。 ・最終処分が必要な廃棄物は、県内自治体設置の最終処分場では、容量が不足し対応できない。このため、県内産業廃棄物安定型最終処分場での安定型品目の処分の特例を国に求めるほか、県外搬出の対応が必要。 |

| 想定ケース | 発生量 | 主な事態想定等 |
|--|--|---|
| 最大想定より 1ランク下 例えば、鹿野・吉岡断層地震が最大想定 の震度7ではなく震度6強 であった場合を想定した もの | 12万トン（注） 注：この数字は、鹿野・吉岡断層地震が震度6強であった場合のもの（最も多い場合の数字） | <ul style="list-style-type: none"> ・広域圏での処理が概ね可能な範囲。 ・家屋の一部や家財に被害を受けた場合に排出される片付けごみが最大想定の場合とほぼ同等の約7千トン（中部地震の2.5倍）を想定。 ・5haの仮置場が必要。 ・がれき、可燃物ともに既存施設での処理完結が見込まれるが、最終処分については、倉吉南方断層地震で容量を超えることから、最大想定に準じた対応が必要。 |
| 最大想定より 2ランク下 上記の1ランク下と同様の 考え方で想定したもの | 8千トン（注） 注：鹿野・吉岡断層地震が震度6弱であった場合のもの（最も多い場合の数字） | <ul style="list-style-type: none"> ・単一の市町村の処理範囲を超えるが広域圏での処理が可能な範囲。 ・解体ががれきより、片付けごみへの対応が中心。 ・がれき、可燃物、最終処分ともに既存施設での処理完結が見込まれるが、廃石膏ボードや石綿含有廃棄物などの最終処分が県内で完結できないことが想定される。このため、中部地震と同様に県外搬出での処理の検討が必要。 |
| 水害 | 28万トン（注） 注：この数字は、県内19河川の洪水想定のうち最も被害の大きい千代川水系でのもの | <ul style="list-style-type: none"> ・広域圏での処理が概ね可能な範囲。 ・13haの仮置場が必要。 ・千代川水系の水害では可燃物の処理を1年以内で完了させることが難しい見通しであり、民間の産廃焼却施設の活用も得て対応することが必要。 ・畳、土砂混じりの粗大ごみ等の処理困難物の迅速処理のため、移動式の破砕機で粗破砕後、焼却処理の対応が必要。 |

3) 被害想定に応じた体制整備

①最大想定の場合

- ・仮施設の設置等、市町村の範囲、能力を超えた対応が必要となることを踏まえ、県が市町村から災害廃棄物処理の事務を受託するとともに、事務受託に応じた体制を整備する。

（県に災害廃棄物対策チームを設置し、計画担当、処理担当を置き、外部との調整、仮施設の設置、全壊家屋等の解体撤去等を迅速に処理）

- ・県の災害廃棄物対策チーム、市町村・事務組合、災害廃棄物協定団体を構成員とした災害廃棄物処理対策協議会を設置し、県主導で廃棄物の運搬、処理、受入を調整する。

②最大想定以外の場合

- ・最大想定に準じた体制を整備するが、災害廃棄物対策チームの設置までは行わない。（実際の処理の総合調整を行う災害廃棄物処理対策協議会は設置し、県主導で調整）

4) 県外広域処理体制

- ・中国ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づき、県が中国ブロック広域支援本部と調整を図り、必要に応じて広域支援を得る。

5) 仮置場の確保

- ・仮置場は市町村の候補地から市町村が選定を行う。
- ・仮置場は、コンクリート系混合物、木質系混合物等、8の区分でゾーニングすることを基本とし、瓦等の単一素材の排出が多量に見込まれる場合は、区分を追加するなど、県が市町村に助言を行う。
- ・中部地震の経験を踏まえ、量が少ない場合は、仮置場でのコンテナによる分別を推奨する。

- 6) 環境モニタリングの実施
 - ・仮置場での大気質、土壌汚染等のモニタリングについて県が市町村に助言を行う。
- 7) 思い出の品等の取り扱い
 - ・思い出の品の取り扱いには、次の視点に留意し、県が市町村に助言を行う。
 - 可能な限り集約して別途保管し、閲覧や引渡しの機会を設けること。
 - 土や泥が付着している場合は洗浄・乾燥して、発見場所や品目等の情報を整理すること。
 - 貴重品については、遺失物法に基づき警察に引き渡すこと。
- 8) 処理困難廃棄物等への対応
 - ・多量の水産廃棄物が見込まれる場合については、海洋汚染防止法に基づく海洋投棄処分を検討する。
 - ・漁具・漁網は、他の廃棄物に絡まることや、錘やロープに鉛が使用されている場合もあることから、必要に応じて専用の破砕機の使用を検討する。
 - ・廃自動車は、所有者による自動車リサイクル法での処理を原則とするが、災害の状況に応じて行政で撤去、仮置場での保管を実施する。
 - ・仮置場での太陽光パネルの感電防止対策を実施するほか、処分は専門業者による引き取りを基本とする。
- 9) 平時の備え
 - ・教育訓練として、「災害廃棄物処理対策協議会」の招集訓練、図上訓練を実施する。
 - ・災害廃棄物仮置場の候補地として県有地の情報を市町村と共有する。
- 10) 他の都道府県の災害廃棄物処理の支援要請への対応
 - ・中国ブロック管内での災害は、中国ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づき対応する。
 - ・その他知事会や他の都道府県からの廃棄物受入に関する要請に対しては、速やかに県内市町村に照会の上、その結果に基づき対応する。

3 今後の進め方

- (1) 県民意見の募集
 - 3月20日から2週間パブリックコメントを実施。
- (2) 最終案のとりまとめ
 - パブリックコメントの結果を踏まえ、成案をまとめ、4月中を目処に公表。

鳥取県立布勢総合運動公園（コカ・コーラウエストスポーツパーク）
の愛称変更について

平成30年3月20日
財源確保推進課
緑豊かな自然課

鳥取県立布勢総合運動公園（鳥取市布勢146番地1）の施設命名権（ネーミングライツ）については平成20年度からコカ・コーラウエスト株式会社とスポンサー契約し、現在まで継続して契約更新していただいているところですが、平成30年1月1日に同社がコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社に商号変更されました。

これに伴い、このたびの契約更新と併せ平成30年4月1日から愛称を「コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク」に変更することとなりましたので報告します。

1 スポンサー企業

コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社（東京都港区赤坂9丁目7番1号）
代表取締役社長 吉松 民雄（よしまつ たみお）

※ 「コカ・コーラウエスト株式会社」と「コカ・コーライースト株式会社」が平成30年1月1日に合併し、商号変更されたものです。

2 契約内容

金額、期間は現契約と変更無し

(1) 金額 年額1,000万円（税別）

(2) 期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 愛称変更に伴う対応

- (1) 愛称変更に伴い、必要となる看板・道路標識などの修正を進めていきます。
- (2) 除幕式（お披露目式）の日程については同社と調整中です。

[参考：県内自治体のネーミングライツの状況（3月20日現在）]

| 施設名 | 愛称 | 自治体名 | スポンサー企業 | 契約期間 <更新含む> | 年間 契約額 |
|--------------|-------------------|------|---------------|-----------------------|-----------------|
| 鳥取県立布勢総合運動公園 | コカ・コーラウエストスポーツパーク | 鳥取県 | コカ・コーラウエスト(株) | H20.4.1~ H30.3.31 | 1,000万円 (税別) |
| 鳥取県立県民文化会館 | とりぎん文化会館 | 鳥取県 | (株)鳥取銀行 | H20.4.1~ H32.3.31 | 1,500万円 (税別) |
| 鳥取市営サッカー場 | とりぎんバードスタジアム | 鳥取市 | (株)鳥取銀行 | H20.4.1~ H32.3.31 | 300万円 (税別) |
| 米子市営東山運動公園 | どらやきドラマチックパーク米子 | 米子市 | 丸京製菓(株) | H20.11.1~ H34.3.31 | 200万円 (税別) |

鳥取県民泊プロジェクトチームの立ち上げについて

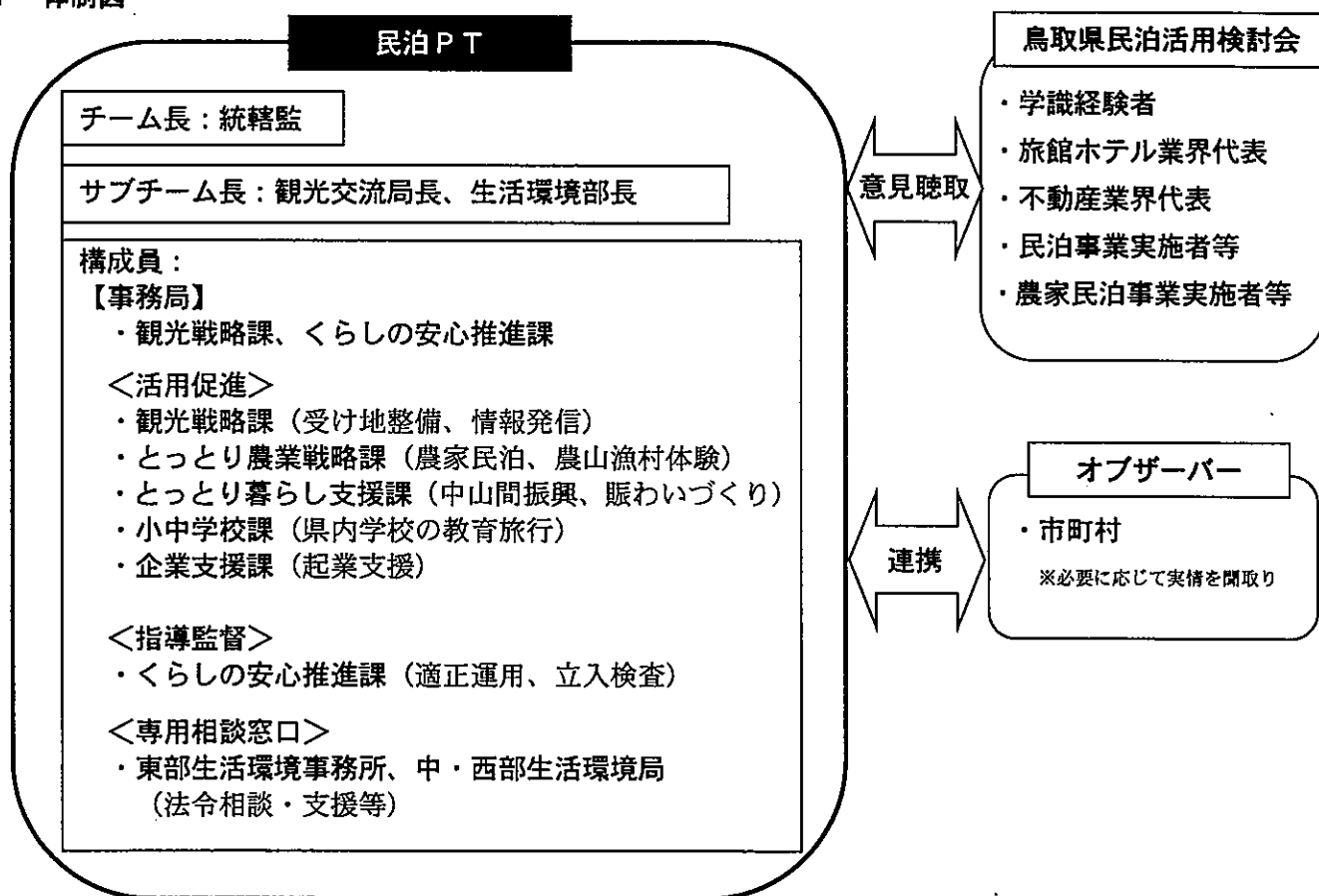
平成30年3月20日
観光戦略課
くらしの安心推進課

平成30年6月15日の住宅宿泊事業法の施行を控え、本県における民泊制度活用のあり方について鳥取県民泊活用検討会（事務局：くらしの安心推進課及び観光戦略課）を立ち上げ検討を重ねてきましたが、民泊への具体的対応は、観光交流局、生活環境部、農林水産部、元気づくり総本部等複数の部局にまたがることから、このたび統轄監をトップとする「鳥取県民泊プロジェクトチーム」を設置します。あわせて、3月29日に第1回民泊PT会議を開催します。

【検討内容等】

- ・農家などの意見も聞きながら民泊を活用した本県の魅力発信、地域の活力づくり及び適正運用を進める方法を検討する。
- ・本県の実情に応じた「鳥取県民泊制度活用ガイドライン（仮称）案」を作成し、鳥取県民泊活用検討会等の意見を聞きながらとりまとめる。

1 体制図



2 当面のスケジュール（予定）

| | |
|---------|---|
| 平成30年3月 | ○第1回民泊PT会議（3/29） ・「民泊ガイドライン素案」の検討 |
| 4月 | ○鳥取県民泊活用検討会 ○第2回民泊PT会議 ・鳥取県民泊活用検討会等の意見を反映した「民泊ガイドライン最終案」のとりまとめ ○県議会常任委員会報告 |
| 5月 | ○「民泊ガイドライン」の周知徹底 |
| 6月 | ○住宅宿泊事業法の施行 |

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成30年3月20日
水・大気環境課

| 主務課 | 工事名 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 (当初契約額) | 工期 | 契約年月日 | 摘要 |
|---------|--|--------------------------|----------------------------|-----------------|------------------------------|-----------|----|
| 水・大気環境課 | 天神浄化センター汚泥処理設備工事 その12(脱水設備改築)及び電気設 備工事その28(脱水設備改築) | 東伯郡湯梨 浜町はわい 長瀬1517 | 株式会社クボタ 中四国支社 支社長 森田 毅矢 | 313,200,000円 | 平成30年3月8日 ～ 平成31年3月15日 | 平成30年3月8日 | |